

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領

平成18・06・09資庁第4号
平成18年6月30日
資源エネルギー長官名

平成19・05・31資庁第2号
平成19年6月13日
一部改正

平成20・03・28資庁第10号
平成20年4月1日
全部改正

平成22・09・17資庁第1号
平成22年10月1日
一部改正

平成23・06・30資庁第2号
平成23年7月15日
一部改正

20130328資庁第4号
平成25年3月28日
一部改正

20140311資庁第2号
平成26年4月1日
一部改正

20150327資庁第4号
平成27年4月9日
一部改正

20160325資庁第4号
平成28年3月30日
一部改正

20171204資庁第8号
平成30年1月9日
一部改正

20191105資庁第4号
令和元年11月13日
一部改正

20200325資庁第1号
令和2年3月31日
一部改正

20210826資庁第1号
令和3年9月8日
一部改正

20220204資庁第2号
令和4年2月14日
一部改正

20220307資庁第1号
令和4年3月11日
一部改正

20230529資庁第2号
令和5年6月13日
一部改正

(通則)

第1条 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（平成15・01・14財資第1号。以下「要綱」という。）第3条第1項に規定する企業立地支援事業の実施については、要綱に基づくほか、この実施要領による。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 企業立地 事業者が行う、その事業の用に供する工場若しくは事業場（以下「事業所」という。）の新增設のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものであって、当該新增設が行われる区域の特定市町村の長が推薦したものをいう。

ア 事業所の新增設に伴い契約電力が増加していること

イ 雇用創出効果が3人以上であること

ウ 当該特定市町村の区域内における企業間の競争に悪影響を及ぼすおそれのないこと

エ 公の秩序の維持又は善良の風俗の保持を妨げるおそれのないこと

オ 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること

(ア) 製造業に属する事業

(イ) 要綱第3条第1項に規定する都道府県又は特定市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等（条例又は規則等により当該都道府県又は特定市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は当該都道府県又は特定市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。ウにおいて同じ。）が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業

(ウ) 都道府県又は特定市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により当該都道府県又は特定市町村からの金銭的な支援を受けているもの

(2) 企業立地日 企業立地する場合であって、次に掲げる日をいう。

ア 事業者が小売電気事業者等（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者、同項第9号に規定する一般送配電事業者、同法第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者又は当該小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が行う電気の需給契約の締結の取次ぎを業として行う者をいう。以下同じ。）と新たに電気の需給契約を締結する場合にあっては、電気の供給を受けた最初の日（本格稼働前の試運転が行われた場合にあっては、当該試運転が行われたと認められる期間の末日の翌日とする。以下同じ。）

イ 小売電気事業者等と新たに電気の需給契約を締結しない場合にあっては、

次のいずれかの日

- (ア) 契約電力変更の申込みを行った場合にあっては、契約の変更に伴い契約電力が増加した日
 - (イ) デマンド契約（最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約をいう。以下同じ。）を結んでいる場合にあっては、直前の計量日
- (3) 特例増設 事業者が企業立地日の後に行う、事業所の増設のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。ただし、1事業所等につき2度の増設に限る。
- ア 事業所の増設に伴い契約電力が増加していること
 - イ 雇用創出効果が3人以上であること
 - ウ 増設に伴い取得した地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産の価額（以下「投資額」という。）の総額が次に掲げる金額以上であること
- (ア) 当該増設が所在市町村（要綱第3条第1項に規定する対象施設の設置が行われている市町村をいう。以下同じ。）において行われる場合にあっては、250万円
 - (イ) 当該増設が隣接市町村等（要綱第3条第1項に規定する隣接する市町村をいう。以下同じ。）において行われる場合にあっては、500万円
- エ 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること
- (ア) 製造業に属する事業
 - (イ) 要綱第3条第1項に規定する都道府県又は特定市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等（条例又は規則等により当該都道府県又は特定市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は当該都道府県又は特定市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。ウにおいて同じ。）が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業
 - (ウ) 都道府県又は特定市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により当該都道府県又は特定市町村からの金銭的な支援を受けているもの
- (4) 特例増設日 特例増設する場合であって、次に掲げる日をいう。
- ア 契約電力変更の申込みを行った場合にあっては、契約の変更に伴い契約電力が増加した日
 - イ デマンド契約を結んでいる場合にあっては、直前の計量日
- (5) 雇用創出効果 第5条の交付の申請が行われた日が属する半期（毎年4月1日から6月ごとの期間をいう。以下同じ。）の前の半期の最後の日（以下「半期末日」という。）において、申請を行った事業者が事業所の所在する市町村内において雇用している雇用者の人数（雇用保険法（昭和49年法律第116号）

第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者の人数をいう。ただし、当該事業所が所在市町村又は隣接市町村等から同一都道府県内の他の隣接市町村等に移転する場合においては、旧事業所において雇用していた雇用者の人数を除く。）から次に掲げるいずれかの雇用者の人数を控除して得た人数をいう。

ア 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を超えない期間 企業立地日の1年前の日が属する半期末日の雇用者の人数

イ 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を経過した後の期間 特例増設日の1年前の日が属する半期末日の雇用者の人数及び企業立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日から当該特例増設日が属する半期の前の半期までの期間（補助金が交付されていない期間を除く。）の各半期末日の雇用者の人数の中で最も多い雇用者の人数。ただし、企業立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日以降13年を経過した後の申請においては、当該特例増設の1年前の日が属する半期末日の雇用者の人数

（補助対象経費）

第3条 要綱第7条第2項第1号に規定する事業費は、特定市町村の区域内における企業立地支援のため、都道府県又は要綱第3条第3項の規定による民間団体等（以下「都道府県等」という。）が事業者の申請に基づいて当該事業者に対して給付する電力給付金（当該企業が支払う電気料金を基に当該都道府県等が第6条の規定により算出し、当該事業者に対して給付する給付金をいう。）及び特例給付金（雇用創出効果を基に当該都道府県が第8条の規定により算出し、当該事業者に対して給付する給付金をいう。）（電力給付金と特例給付金をあわせて、以下「給付金」と総称する。）の交付に要する経費とする。

2 要綱第7条第2項第2号に規定する一般事務費は、都道府県等が前項に掲げる給付金の交付を行うための経費とし、次表の左欄に掲げる事業ごとに、同表の右欄に掲げる経費とする。

事業	経費
都道府県が事業者に交付を行う事業	印刷製本費、委託費、資料作成費、旅費、会議費、通信運搬費、消耗品費、人件費（地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員に限る。）、雑費、賃借料、備品費
民間団体等が事業者に交付を行う事業	資料作成費、旅費、会議費、通信運搬費、消耗品費、雑費、備品費

- 3 都道府県の間接補助事業により要綱第3条第3項に規定する民間団体等が行う事業者に対する補助金の交付に要する経費のうち、要綱第7条第2項に掲げる事業費の範囲内で適当と認める経費は、次表の左欄に掲げる経費とする。

経 費	摘 要
事務費	人件費、印刷製本費、旅費、通信運搬費、消耗品費、雑費及び賃借料
一般管理費	事務費×10パーセント以内

（交付の対象）

第4条 給付金の交付の対象は、特定市町村の区域内において行われている事業であって、雇用創出効果が3人以上であるものとする。ただし、事業者が次の各項に掲げる事業を行う場合には、当該事業は交付の対象としない。

- （1） 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）として行う公の施設の管理を行う事業
- （2） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業

（交付の申請）

第5条 事業者は、一の半期（毎年4月1日から6月ごとの期間をいう。）における給付金の交付を受けようとするときは、必要事項を記載した書類を都道府県等が定める申請期間内に提出するものとする。ただし、企業立地又は特例増設の初回の申請は、企業立地日又は特例増設日の属する半期の翌半期又は翌々半期に行われるものとする。

- 2 一の事業者に対する給付金の交付の申請は、企業立地日又は特例増設日の属する半期の翌半期の開始日以降8年を超えない期間に限り、申請をすることができるものとする。

（電力給付金の額の算定）

第6条 一の事業者に対する一の半期における電力給付金の額は、次に掲げる算式により算定して得た金額とする。

$$(a - (b + b')) \times c \times d$$

a は、別表1の第1欄に掲げる金額に応じ、第2欄に掲げる金額（旧特定市町村ではない隣接市町村等の区域内において企業立地が行われている場合においては第3欄に掲げる金額。以下同じ。）とする（第9条において同じ。）。

b は、原則として、別表2の第1欄に掲げる市町村の区分に応じ、第2欄に掲げる金額とする（第9条において同じ）。

b' は、都道府県又は特定市町村が電源立地地域対策交付金交付規則（平成28年文

部科学省・経済産業省告示第2号。以下「規則」という。）第3条第1項第11号の給付金加算等措置を行っている場合の第5条の申請日の属する半期の前半期の属する年度に実施した当該措置に係る1キロワット当たりの金額とする（第9条において同じ）。

c は、交付の申請日の属する半期の前の半期（企業立地日又は特例増設日の属する半期である場合にあっては、当該半期のうち当該企業立地日又は特例増設日以降の期間）の企業の契約電力（小売電気事業者等との電気の需給契約に基づく契約電力をいう。以下同じ。）の平均契約電力（以下単に「平均契約電力」という。）から次に掲げる平均契約電力を差し引いて算定される増加契約電力（第9条において同じ。契約電力が別表3の第1欄に掲げる雇用創出効果に応じた第2欄に掲げる契約電力を超える場合にあっては、第2欄に掲げる数とする。）とする。

ア 当該企業立地に係る企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を超えない期間 企業立地日の属する月の前1年間の平均契約電力

イ 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を経過した後の期間 特例増設日の属する月の前1年間の平均契約電力及び企業立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日から当該特例増設日が属する半期の前の半期までの期間（補助金が交付されていない期間を除く。）の各半期の平均契約電力の中で最も大きい平均契約電力。ただし、企業立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日以降13年間を経過した後の申請においては、当該特例増設日の属する月の前1年間の平均契約電力

d は、一の半期における実支払電気料金の支払回数（以下「電気料金支払月数」という。）とする（第9条において同じ。）。

（特例給付金の対象）

第7条 特例給付金の交付の対象は電力給付金の交付の対象であって、企業立地日又は特例増設日が平成20年4月1日以降のものであり、次の各号に掲げる場合に該当するものとする。

（1） 企業立地日及び特例増設日の属する半期（特に認める場合にあっては、この限りではない。）の投資額が次の各号に掲げる金額以上であること。

ア 当該投資が所在市町村（要綱第3条第1項に規定する対象施設の設置が行われている市町村をいう。以下同じ。）において行われる場合にあっては、500万円（増設の場合にあっては、250万円）

イ 当該投資が隣接市町村等（要綱第3条第1項に規定する隣接する市町村をいう。以下同じ。）において行われる場合にあっては、1,000万円（増設の場合にあっては、500万円）

（2） 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること

ア 製造業に属する事業

イ 要綱第3条第1項に規定する都道府県又は特定市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等（条例又は規則等により当該都道府県又は特定市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は当該都道府県又は特定市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。ウにおいて同じ。）が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業

ウ 都道府県又は特定市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等より当該都道府県又は特定市町村からの金銭的な支援を受けているもの

（特例給付金の算定）

第8条 一の事業者に対する一の半期における特例給付金の額は、次に掲げる算式により算定して得た金額とする。

$$e \times f$$

e は、別表4の第1欄に掲げる地域に応じ、第2欄に掲げる金額とする。

f は、雇用創出効果とする。

（交付額）

第9条 一の事業者に対する一の半期における給付金の交付額は、次の各号に掲げる金額のうち最も額の小さいものとする。

（1） 電力給付金の算定額に特例給付金の算定額を加えた金額

（2） 次に掲げる算式により算定して得た金額

$$g \times h - (c' \times (b + b') \times d)$$

g は、当該半期における実支払電気料金（別表1の注1において算定される額。）

h は、別表5の第1欄に掲げる地域に応じた第2欄の係数

c' は、交付の申請日の属する半期の前の半期（企業立地日又は特例増設日の属する半期である場合にあっては、当該半期のうち当該企業立地日又は特例増設日以降の期間）の平均契約電力（規則第9条第1項第1号イに規定する特別単価が適用される市町村に企業立地する事業者にあつては、5,000キロワットとする。ただし、特別単価が適用される市町村について、契約電力が5,000キロワットを超える電力需要家に関し、特別単価を適用しない場合において得た金額に当該電力需要家の契約電力をキロワットを単位として表した数字を乗じて得た金額が特別単価に5,000を乗じて得た金額を上回るものがある場合にあってはこの限りでない。）から次に掲げる平均契約電力を差し引いて算定される増加契約電力とする。

ア 当該企業立地に係る企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を超えない期間 企業立地日の属する月の前1年間の平均契約電力

イ 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を経過した後の期間 特例増設日の属する月の前1年間の平均契約電力及び企業立地日（2回目の特例増

設が行われている場合においては、1 回目の特例増設日) の属する半期の翌半期開始日から当該特例増設日が属する半期の前の半期までの期間 (補助金が交付されていない期間を除く。) の各半期の平均契約電力の中で最も大きい平均契約電力。ただし、企業立地日 (2 回目の特例増設が行われている場合においては、1 回目の特例増設日) の属する半期の翌半期開始日以降 1 3 年間を経過した後の申請においては、当該特例増設日の属する月の前 1 年間の平均契約電力

(3) 次に掲げる算式により算定して得た金額

$$c \times (a \times i - (b + b')) \times d$$

i は、別表 6 の第 1 欄に掲げる地域に応じ、第 2 欄に掲げる係数とする。

2 前項の規定にかかわらず、7 月 1 6 日から 7 月 3 1 日までの交付の申請において当該年度の予算額の半分を超える申請があった場合には (1) に掲げる算式により算定して得た額を、1 月 1 6 日から 1 月 3 1 日までの交付の申請において当該年度の予算残額を超える申請があった場合には (2) に掲げる算式により算定して得た額を、それぞれ給付金の交付額とする。

(1) $(j \div 2 - k) \times l \div m$

j は、当該年度の予算額とする。

k は、事業費 (間接補助事業者に交付する補助金の交付に係る経費に限る。) 及び一般事務費とする。

l は、前項 (1) から (3) までに掲げる金額のうち最も額の小さいものとする。

m は、第 5 条第 1 項の規定に基づいて申請された一の半期 (毎年 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで) における給付金の交付額の合計とする。

(2) $(n - k) \times l \div o$

n は、当該年度の予算残額とする。

o は、第 5 条第 1 項の規定に基づいて申請された一の半期 (毎年 1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日まで) における給付金の交付額の合計とする。

(交付の特例)

第 1 0 条 二以上の中小企業者 (中小企業基本法 (昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号) 第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。) が共同して行う企業立地 (当該中小企業者の雇用創出効果がそれぞれ 3 人未満である場合に限る。) であって、雇用創出効果の合計が 3 人以上 2 0 人未満であるときは、それぞれ一の中小企業者に対する一の半期における給付金の額は、前条の規定により算定して得た金額とする。この場合において、第 6 条に規定する c は 1, 5 0 0 キロワットを限度とする。

2 二以上の事業者が同一の工業団地内、敷地内又は事業所等内において行う企業立地 (雇用創出効果の合計が 3 人以上である場合に限る。) の場合であって、当該事業者が共同して電気の供給を受けるため小売電気事業者等との電気の需給契約を締結する場合

にあつては、当該電気の需給契約を締結する者に対する一の半期における給付金の額は、前条の規定により算定して得た金額とする。この場合において、第6条に規定するcは、共同して電気の供給を受けた契約電力とする。

附 則

1. この要領は、公布の日から施行する。
2. 「原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領（平成12年3月27日付け12資公部第64号）」は、廃止する。

附 則

この要領は、平成19年6月13日から施行し、平成19年度予算から適用する。

附 則

1. この要領は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度予算から適用する。
2. この要領による改正後の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領の規定は、企業立地日及び特例増設日が平成20年度以降の事業について適用し、この要領による改正前の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領第2条に規定する立地日が平成19年度以前のこの要領による改正前の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領第4条に規定する企業立地については、なお従前の例による。
3. 東日本大震災による被害を受けた被災地方公共団体（当該災害に関して災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村及び当該市町村の区域を含む都道府県をいう。）の区域に含まれる特定市町村の区域内に事業所を有する事業者が、平成23年4月1日から平成23年9月30日までの期間を半期とする当該事業所に係る交付に関する第5条の申請を行う場合であつて、平成23年3月末日における雇用創出効果が3人未満である場合は、当該交付に係る雇用創出効果については、第2条から第9条までの規定にかかわらず、次のとおり算定するものとし、平成23年度予算において適用する。

平成23年2月末日における雇用者の人数から第2条（5）ア又はイに規定する雇用者の人数のいずれかを控除して得た人数

4. 改正後の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（20130328財資第35号。以下「改正後要綱」という。）附則3項により特定市町村とみなされる市町村においては、企業立地日又は特例増設日が平成25年3月31日までの事業について第4条の規定を適用する。
5. 改正後要綱附則4項により改正前の要綱第3条2項ただし書による特定市町村（旧特定市町村ではない隣接市町村等に限る。）とみなされる市町村においては、企業立地日又は特例増設日が平成25年3月31日までの事業について第4条の規定を適用する。

(東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る特例)

- 6 東京電力株式会社福島第一原子力発電所が廃止されたことにより、第2条(3)ウ(ア)、同条(5)、第7条(1)ア、別表4、別表5及び別表6に規定する所在市町村でなくなる市町村については、当分の間、これらの規定に規定する所在市町村とみなす。
- 7 東京電力株式会社福島第一原子力発電所が廃止されたことにより、第2条(3)ウ(イ)、同条(5)、第7条(1)イ及び別表4に規定する隣接市町村等でなくなる市町村については、当分の間、これらの規定に規定する隣接市町村等とみなす。
- 8 東京電力株式会社福島第一原子力発電所が廃止されたことにより、別表5及び別表6に規定する旧特定市町村である隣接市町村等でなくなる市町村については、当分の間、これらの規定に規定する旧特定市町村である隣接市町村等とみなす。

(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所に係る特例)

- 9 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所が廃止されたことにより、要綱第3条第1項に規定する特定市町村でなくなった市町村であって、改正後要綱附則第6項により特定市町村とみなされる市町村においては、企業立地日が令和7年3月31日までの事業について第4条の規定を適用する(特例増設に係るものを除く。))。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月15日から施行し、平成23年度予算から適用する。

附 則

この要領は、平成25年3月28日から施行し、平成25年度予算から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通達は、平成27年4月9日から施行し、平成27年度の予算から適用する。
- 2 この通達による改正後の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領第2条(1)の規定は、企業立地日が平成27年10月1日以後である事業について適用する。

附 則

1. この通達は、平成28年4月1日から施行する。

2. この通達による改正後の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領第2条(2)、第6条及び第10条第2項の規定並びに別表1に係る改正は、平成28年4月1日以降の電気の需給契約から適用し、平成28年3月31日以前の電気の需給契約については、なお従前の例による。

附 則

この通達は、平成30年1月9日から施行する。

附 則

この通達は、令和元年11月13日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この通達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和3年9月8日から施行する。

附 則

この通達は、令和4年2月14日から施行する。

附 則

この通達は、令和4年3月11日から施行する。

附 則

1. この通達は、令和5年6月13日から施行する。
2. 令和5年7月18日から同年7月31日までの交付の申請に係る給付金の交付額については、第9条第2項の規定は、適用しない。

(別表 1)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
～ 1, 5 0 0 円未満	6 0 0 円	3 0 0 円
1, 5 0 0 円以上 1, 6 0 0 円未満	6 4 0 円	3 2 0 円
1, 6 0 0 円以上 1, 7 0 0 円未満	6 8 0 円	3 4 0 円
1, 7 0 0 円以上 1, 8 0 0 円未満	7 2 0 円	3 6 0 円
1, 8 0 0 円以上 1, 9 0 0 円未満	7 6 0 円	3 8 0 円
以降 1 0 0 円刻み	以降 4 0 円刻み	以降 2 0 円刻み

第 1 欄の金額：一の半期における実支払電気料金 ÷ (契約電力×一の半期における電気料金支払月数)

(注) 1. 一の半期における実支払電気料金とは、交付の申請が行われた日の属する半期の前の半期（企業立地日又は特例増設日の属する半期である場合にあっては、当該半期のうち当該企業立地日又は特例増設日以降の期間）の企業の実支払電力料金（小売電気事業者等との電気の需給契約に基づく支払電気料金をいう。）から次に掲げる支払電気料金を差し引いて算定される額とする。

ア 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降 8 年を超えない期間 企業立地日の前 1 年間の平均支払電気料金に電気料金支払月数を乗じて得た額

イ 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降 8 年を経過した後の期間 特例増設日の前 1 年間の平均支払電気料金に電気料金支払月数を乗じて得た額及び企業立地日（2 回目の特例増設が行われている場合においては、1 回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日から当該特例増設日が属する半期の前の半期までの期間（補助金が交付されていない期間を除く。）の各半期の実支払電気料金の中で最も金額の大きい支払電気料金の額。ただし、企業立地日（2 回目の特例増設が行われている場合においては、1 回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日以降 1 3 年間を経過した後の申請においては、当該特例増設日の前 1 年間の平均支払電気料金に電気料金支払月数を乗じて得た額

2. 最初の給付金の交付に係る実支払電気料金及び電気料金支払月数は、小売電気事業者等との電気の需給契約に基づき電気の供給を受けた最初の日の属する月の翌月以降、当該月の属する半期の最後の月までの間に支払われた電気料金の金額及び支払回数とする。

(別表 2)

第 1 欄	第 2 欄
規則第 9 条第 1 項第 1 号に規定する市町村	同号に規定する α の金額を 2 で除した金額
規則第 9 条第 1 項第 2 号に規定する市町村	同号に規定する α の金額を 4 で除した金額
規則第 9 条第 1 項第 3 号に規定する市町村	同号に規定する α の金額を 5 で除した金額
規則第 9 条第 1 項第 4 号に規定する市町村	同号に規定する β の金額を 2 で除した金額
規則第 9 条第 1 項第 5 号に規定する市町村	同号に規定する γ の金額を 2 で除した金額
規則第 9 条第 1 項第 6 号に規定する市町村	同号に規定する δ の金額を 2 で除した金額
規則第 9 条第 1 項第 7 号に規定する市町村	同号に規定する ε の金額を 2 で除した金額

(注) 1. 第 2 欄は、申請日の属する半期の前半期の属する年度の金額とする。

2. 第 2 欄の金額に端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。

(別表 3)

第 1 欄	第 2 欄
3 人以上 2 0 人未満	1, 5 0 0 キロワット
2 0 人以上	2, 5 0 0 キロワット

(別表 4)

第 1 欄	第 2 欄
所在市町村	3 0 0 千円
隣接市町村等	1 5 0 千円

(別表 5)

第 1 欄	第 2 欄
所在市町村	1
旧特定市町村である隣接市町村等	0. 7 5
旧特定市町村ではない隣接市町村等	0. 5

(別表 6)

第 1 欄	第 2 欄
所在市町村	2
旧特定市町村である隣接市町村等	1 . 5
旧特定市町村ではない隣接市町村等	2